

日インドネシア経済連携協定(EPA)に基づく関税割当制度対象品目

(単位:トン)

【輸入国管理方式】														
			平成20年度(注1)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度～ 令和8年度(注2)	令和9年度 以降(注2)	備考	
1	ソルビトール	1次 (枠内)	数量	18,750	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	30,000	2次(枠外)税率 は27年度以降 12%。	
		税率	3.4%											
		2次 (枠外)	税率	16.4%	15.8%	15.1%	14.5%	13.9%	13.3%	12.6%	12%			
【輸出国管理方式】														
			平成20年度(注)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度～ 令和7年度	令和8年度 (注2)	令和9年度 以降(注2)	備考
2	生鮮バナナ	1次 (枠内)	数量	750	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	2,667	4,000	
		税率	無税											
		2次 (枠外)	税率	10%, 20%										
3	生鮮パイナップル(900g未満のもの)	1次 (枠内)	数量	75	150	200	250	300	300	300	300	533	800	
		税率	無税											
		2次 (枠外)	税率	17%										

(注1) 日インドネシア経済連携協定の発効が20年度途中の平成20年7月1日となることから、20年度の関税割当てについても年度途中の同年月日の開始となるため、各品目の20年度の合計割当数量は、同協定附属書に基づき、残余の完全な月数で按分され、(同協定附属書に定められた割当数量)÷12ヶ月×9ヶ月となる。

(注2) 日インドネシア経済連携協定改定議定書の発効が令和8年8月1日となることから、各品目の令和8年度の合計割当数量は、年度途中の同年月日より、改定議定書同協定附属書に基づき、残余の完全な月数で按分され、(同協定附属書に定められた割当数量)÷12ヶ月×8ヶ月となる。
なお、減ぜられた合計割当数量が、1年目において改正議定書が効力を生ずる前に既に適用されている合計割当数量を下回る場合には、既に適用されている合計割当数量を1年目の合計割当数量とするため、ソルビトールの令和8年度の合計割当数量に変更はなかった。